

## 和田町内におけるパチンコ店出店に関する状況について

## 1 出店店舗の所在地

- ・ 和田町字井ノ畑、字井ノ嶋地内

## 2 パチンコ店進出に係る主な経過概要（H30. 2. 28まで）

- ・ **資料 1** 「パチンコ店進出に係る主な経過（H30. 2. 28まで）」参照

## 3 手続に関する状況（条例に基づくもの他）

## ○ 条例、規則の概要

- ・ **資料 2** 「西脇市パチンコ店、ゲームセンター及びラブホテルの建築等の規制に関する条例」（以下「西脇市条例」という。）及び**資料 3** 「西脇市パチンコ店、ゲームセンター及びラブホテルの建築等の規制に関する条例施行規則」参照

## ○ 本件に対する状況

【平成29年11月28日】

- ・ 西脇市条例第3条に基づき、同意申請書が提出され、同日付けで受付書類審査の後、不備是正を指示
- ・ 事業者へ地元への事情説明を指導

【平成29年12月19日】

申請書類が整ったため、申請を受理

【平成29年12月20日】

西脇市規制対象施設建築審査会（以下「審査会」という。）開催

- ・ 「パチンコ店の建築等の同意申請について」諮問

【平成30年1月25日】

審査会から、「不同意が望ましい」旨の答申

【平成30年1月31日】

答申を受け、1月31日付けで不同意決定通知書送付

【平成30年2月13日】

市議会議員協議会にて状況報告

#### 4 手続に関する状況（建築基準法に基づくもの）

##### ○ 建築基準法の状況

- ・ **資料4**「用途地域内の建築物の用途制限の概要」参照
- ・ 用途地域内の建築制限は、建築基準法と異なる規制をすることはできない。

##### ○ 本件に対する状況

- ・ 建築物の建築規制について、法律による条例への委任はなく、独自の規制はできない。

【平成29年11月28日】

建築確認（用途変更）申請書が提出され、同日付けで受付

【平成29年12月12日】

内容調査後、申請書を消防署へ進達

【平成29年12月19日】

消防署による確認後、消防署から北播磨県民局へ進達

【平成30年1月16日】

県の建築確認が下り、建築基準法での手続完了

#### 5 手続に関する状況（風営法に基づくもの）

##### ○ 風営法の状況

- ・ **資料5**「風俗営業等の規制概要」参照
- ・ 場所的要件（他の要件：人的、構造的）について、全国的に一律に施行されるべき最高限度の規制を定めたものである。

##### ○ 本件に対する状況

- ・ 市町村条例で風営法より強度の規制をすることはできない。

#### 6 地元の状況

##### ○ 対応等

【平成29年11月28日】

和田町区長、南本町町内会長から、市長へ要望書が提出される。

☞ 西脇市条例により施設の除去等を命ずること。

☞ 周辺道路事情、風紀の悪化等による影響による懸念とともに、用途地域の見直し等、地域・地区づくりが必要

【平成30年2月16日】

和田町区長から、市議会議長へ新規パチンコ店出店阻止施策を求める等の請願書が提出される。

【平成30年2月22日】

和田町区長から、市長へ嘆願書（署名添付）が提出される。

## 7 市の対応等

### ○ 同意申請への対応

- ・ 西脇市条例第4条の規定、及び、審査会からの答申を尊重し、1月31日付けで「不同意決定」を通知

#### 【西脇市条例抜粋】

(建築等の規制区域)

第4条 市長は、前条第1項の規定により建築等の同意を求められた規制対象施設の位置が、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する商業地域以外の区域であるときは、同意しない。

#### 【答申内容】

- 不同意とすることが望ましい。

- ・ 附帯意見

西脇市条例第8条に基づき、必要な措置を命ずることについては、過去の判例等も踏まえ、市顧問弁護士とも十分相談しながら、慎重な対応をしていただきたい。

### ○ 弁護士の助言

- ・ 西脇市条例第8条に基づき中止命令等（罰則規定あり）をするには、宝塚市と類似の案件であり、合理的な理由があれば別だが、訴訟で負けるリスクは極めて高い。開店できない期間の営業補償は億単位になると思われる。
- ・ 不同意通知に止めておくか、中止命令等を出して争うかになる。
- ・ 不同意通知で止め、中止命令等はしない方がよい。

## 宝塚市の事例

- ・ 資料 6 「宝塚市の事例」参照
- 建築工事続行禁止請求事件（パチンコ店等建築規制条例事件）
  - ・ 宝塚市が、パチンコ店を建築しようとしている建築主に対して、宝塚市パチンコ店等、ゲームセンター及びラブホテルの建築等の規制に関する条例（以下「宝塚市条例」という。）に基づき、パチンコ店の建築工事をするものの禁止を求めたもの
  - ・ 宝塚市は、本件提訴の前に、続行禁止の仮処分申請をし、仮処分決定を受けたが、2審判決（控訴棄却）後に仮処分決定が取り消され、仮処分申請は却下された。
  - ・ 1審2審とも、宝塚市条例が風営法及び建築基準法に違反しているとして宝塚市が敗訴したが、最高裁では本請求は、裁判所法にいう「法律上の争訟」に当たらないとして、原判決を破棄し、1審判決が取り消され、訴えそのものが却下された。
- 損害賠償請求事件（パチンコ店工事続行禁止仮処分決定に伴う損害賠償請求事件）
  - ・ 宝塚市が、宝塚市条例により、パチンコ店の建築工事をするものの禁止の仮処分決定を受け、工事を中止させ、仮処分決定取消までの間に得ることができたであろう利益について、建築主兼事業者Aと建築工事業者Bが、宝塚市に対し損害賠償請求（合わせて約18億8,000万円と遅延損害金）した事件
  - ・ 神戸地裁では、市が敗訴し、Aに約1億8,500万円と遅延損害金を合わせて、また、Bに、約1億4,000万円と遅延損害金を合わせたの賠償命令  
(宝塚市条例が風営法及び建築基準法に矛盾抵触するとし、法的検討が不十分なままに工事中止の仮処分」申請を行ったことは、職務上の法的義務に違反しており、国家賠償法の違法行為に該当する。)
  - ・ 大阪高裁でも宝塚市が敗訴し、AとBに対し、合わせて3億4,800万円と遅延損害金を合わせたの賠償命令  
(宝塚市は損害を与えるおそれを認識できたのに仮処分申請を強行しており、過失を否定できない。)
  - ・ 最高裁では、二審判決を支持（二審判決確定）し市が敗訴。遅延損害金を含め約4億8,700万円の支払が確定

○ 不同意決定通知後の対応

- ・ 西脇市条例の規定では、勧告、命令について、「することができる。」となっているが、宝塚市の判例を踏まえると、西脇市条例の現状から、いずれの行為も訴訟となる可能性が極めて高く、命令等で営業を停止し、訴訟となった場合、その期間に応じ、億単位の高額な損害賠償金を問われる可能性が十分考えられるため、そういったリスクを承知の上での中止命令等ではできないものではないと考えている。

【西脇市条例抜粋】

(同意を得ていない規制対象施設の建築等に対する勧告)

第7条 市長は、第3条の同意を得ないで規制対象施設の建築等を行っている者及び前条に規定する指導に従わない者に対して、必要な勧告を行うことができる。

2 前項の勧告を受けた者は、速やかに当該勧告に従い、必要な措置を講じなければならない。

(中止命令等)

第8条 市長は、建築主が第3条の同意を得ず、又は前条第1項の勧告に従わず、なお規制対象施設の建築等をしようとするときは、当該規制対象施設の計画の変更若しくは工事の中止を命じ、又は当該規制対象施設の除却その他必要な措置を講じることを命ずることができる。

(罰則)

第12条 第8条の規定による命令に違反した者は、6月以下の懲役又は3万円以下の罰金に処する。

2 第9条第1項の規定による立入調査を正当な理由なく拒み、妨げ又は忌避した者は、2万円以下の罰金に処する。